

○美郷町美郷暮らし促進奨励金交付要綱

平成29年3月15日告示第14号

改正

平成31年3月26日告示第25号

令和元年5月1日告示第51号

令和3年3月16日告示第25号

令和4年3月15日告示第31号

美郷町美郷暮らし促進奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民の定住を促進することにより、地域の活性化と活力あるまちづくりを推進することを目的とし、住宅を整備し町内に定住する者に対し、美郷町美郷暮らし促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本町に5年以上継続して住民登録をされ、かつ、生活の本拠地を本町に置くことをいう。
- (2) 住宅 玄関、台所、浴室、トイレ及び居室を有し居住の用に供するものをいう。
- (3) 整備 住宅を新築、購入又は増改築及びリフォームすることをいう。
- (4) 町内事業者 町内に事業所を有する者をいう。
- (5) 空き家等 美郷町空き家等情報登録制度要綱（平成18年美郷町告示第9号。以下「空き家バンク制度要綱」という。）により登録された空き家又は空き地のことをいう。
- (6) 基準日 当該住宅の整備に係る工事請負契約の締結日又は売買契約の締結日をいう。
- (7) 町外在住者 基準日以前1年以内から奨励金の交付申請日までの間に、町に住民登録した者で、かつ、住民登録の前日まで10年以

上連続して町外に住民登録していた者をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者を対象とする。

- (1) 住宅の整備に係る契約者が、別表第1に掲げる交付対象者に該当すること。
- (2) 定住する者全員が、本町の町税及び使用料等を滞納していないこと。
- (3) 定住することを目的として300万円以上の住宅の整備を行い、工事完了届又は住宅の引渡日から6ヶ月以内に、奨励金の交付要件となる者全員が定住していること。

2 美郷町定住促進奨励金交付要綱（平成19年美郷町告示第5号）とこの要綱双方に該当する場合は、この要綱の規定により奨励金を交付する。

(非交付対象者)

第4条 次の各号に該当する場合は、奨励金の交付対象者としなない。

- (1) 住宅の所有者でない者（ただし、増改築及びリフォームにあっては、契約者または配偶者の直系尊属が所有者の場合は対象とする）
- (2) 既に奨励金の交付を受けたことがある者
- (3) 既に他の町の補助金、助成金（ただし、美郷町住宅リフォーム緊急支援事業補助金交付要綱（平成23年美郷町告示第34号）の規定による補助金（以下「リフォーム補助金」という。）及び美郷町結婚新生活支援事業実施要綱（令和3年美郷町告示第24号）の規定による助成金（以下「結婚助成金」という。）を除く。）及び奨励金の交付対象となった家屋を整備した者
- (4) 賃貸借契約等に基づき、他人に貸し出すことを目的とした家屋及び土地を取得した者

(奨励金の算定)

第5条 奨励金の算定は、別表第1 奨励金の額欄により算定した額に、別表第2 又は別表第3により算定した額を加算した額とする。

- 2 交付対象者の年齢については、基準日時点での満年齢を適用する。
- 3 別表第1について、家屋が、居住の用に供する以外の部分を含む場合は、居住の用に供する面積についてその割合に応じ、算定するものとする。
- 4 定住する者以外が家屋を共有している場合は、共有割合に応じて算定するものとする。
- 5 当該住宅の整備にあたり、リフォーム補助金の交付を受けた場合は、当該補助金の交付額及び結婚助成金の交付を受けた場合は、当該助成金の交付額に2分の1を乗じて得た額を第1項の規定により算定した額から減じる。

(奨励金の申請)

第6条 申請者は、当該住宅の整備を行った翌年の固定資産税納税通知書到着日から7月末日までに奨励金交付申請書(様式第1号)に別表第4に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

(奨励金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による奨励金交付申請書の提出があったときは、申請内容を審査し、奨励金を交付することが適当と認められる場合は、奨励金交付決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事由がある場合、奨励金申請却下通知書(様式第5号)を申請者に通知するものとする。

- (1) 第3条第1項の各号に該当しない場合
- (2) 第4条第1項の各号に該当する場合
- (3) 書類に不備があるとき。

(奨励金の交付請求)

第8条 奨励金の交付決定を受けた者は、速やかに奨励金交付請求書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(奨励金の交付)

第9条 町長は、奨励金の交付請求を受けたときは、その内容を確認後、

速やかに奨励金を交付するものとする。

(交付決定の変更、取消)

第10条 町長は、奨励金の交付決定又は交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定の取り消し、交付内容の変更又は奨励金の返還を求めることができる。

(1) 交付決定者、奨励金の交付要件となった配偶者又は被扶養者のいずれか、若しくは全員が、奨励金の交付決定日から5年以内に町外に住民登録したとき。ただし、次項に定めるやむを得ない事由がある場合を除く。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) 虚偽の申請、その他不正行為があったとき。

2 前項第1号に定めるやむを得ない事由は、次のとおりとする。

(1) 交付決定者と配偶者が離婚し、いずれか一方が町外に住民登録した場合

(2) 交付決定者とその配偶者が死別し、又は双方とも死亡した場合

(3) 交付決定者又はその配偶者が就労先の都合により単身で赴任する必要が生じ、町外に住民登録した場合

(4) 被扶養者が、就学、就労、婚姻又は死亡等の理由により、当該世帯員でなくなった場合

(5) 家屋が自然災害又は火災により、居住できなくなった場合

(奨励金の返還)

第11条 町長は、前条で定める奨励金の返還について、別表第5に定める割合に応じて、期限を定めて当該交付決定者に対し、その返還を請求することができる。

2 前項の規定により、奨励金の返還の請求を受けた者は、当該奨励金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。  
(失効)
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。  
(経過措置)
- 3 この告示による改正後の美郷町美郷暮らし促進奨励金交付要綱の規定は、令和5年以後に固定資産税が課される住宅の整備について適用し、同日前に行われた住宅の整備について、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月26日告示第25号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年5月1日告示第51号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (令和3年3月16日告示第25号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月15日告示第31号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条、第5条関係)

区分	交付対象者	奨励金の額	加算額
40歳未満・子育て世帯	両方又はいずれかが40歳未満の夫婦、又は18歳に到達して最初の3月31日までの間にある子どもを扶養している父母又は父若しくは母、又は婚姻をしていない40	住宅に係る新築軽減適用後の固定資産税相当額の3倍の金額とし、百円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。	別表第2により算定する

	歳未満の者		
40歳未満・子育て世帯に該当しない世帯	40歳未満・子育て世帯の交付要件に該当しない者	住宅に係る新築軽減適用後の固定資産税相当額の金額とし、百円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる	別表第3により算定する

別表第2（第5条関係）

加算区分	加算要件	加算額
町内事業者利用加算	町内事業者により家屋を整備した場合（購入を除く）	10万円
子ども加算	18歳に到達して最初の3月31日までの間にある子どもがいる場合	子ども1人につき10万円
転入世帯加算	交付対象者を含む転入者全員が町外在住者に該当する場合。また、交付対象者に配偶者がいる場合も同様とする。	20万円
空き家等加算	空き家バンク制度要綱により登録されている空き家を取得した場合又は空き地を取得し、住宅を整備した場合	10万円
三世帯同居加算	同一世帯において三世帯で同居をしている場合（ただし、孫世代が18歳以下の場合に限る）	10万円

別表第3（第5条関係）

加算区分	加算要件	加算額
町内事業者利用加算	町内事業者により家屋を整備した場合（購入を除く）	5万円
転入世帯加算	交付対象者を含む転入者全員が町外在住者に該当する場合。また、交付対象者に配偶者がいる場合も同様とする。	10万円
空き家等加算	空き家バンク制度要綱により登録されている空き家を取得した場合又は空き地を取得し、住宅を整備した場合	5万円
三世帯同居加算	同一世帯において三世帯で同居をしている場合（ただし、孫世代が18歳以下の場合に限る）	5万円

別表第4（第6条関係）

提出書類
(1) 美郷暮らし促進奨励金交付申請調書（様式第2号又は様式第3号）
(2) 世帯全員の住民票
(3) 世帯全員の戸籍の附票（町外在住者のみ） （10年以上連続して美郷町外に住民登録していたことが確認できるもの。また、保存年限の経過により交付を受けることが出来ない場合は、年月日及び住所を確認できる公共料金の領収書又は、3親等以内を除く2人以上の成年からの証明）

(4) 工事請負契約書又は売買契約書の写し (契約日、契約相手、工事期間が記載されていること)
(5) 工事請負契約又は売買契約により支払った領収書の写し
(6) 工事完了届又は家屋引渡書の写し、工事写真（着工前・施工中・完成後）
(7) 固定資産税納税通知書及び課税明細書の写し
(8) 家屋の位置図、家屋の平面図 (併用住宅の場合は、居住の用に供する部分とそれ以外の部分の面積が確認できるもの。リフォーム工事の場合は省略可。)
(9) 登記簿の写し等（家屋が共有の場合）
(10) その他町長が必要と認める書類

別表第5（第11条関係）

定住期間	返還する金額
1年未満	奨励金の100%
1年以上2年未満	奨励金の80%
2年以上3年未満	奨励金の60%
3年以上4年未満	奨励金の40%
4年以上5年未満	奨励金の20%

摘要 百円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。



# 様式第1号（第6条関係）

## 年度美郷町美郷暮らし促進奨励金交付申請書

令和 年 月 日

美郷町長 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

年度において美郷町美郷暮らし促進奨励金の交付を受けたいので、美郷町美郷暮らし促進奨励金交付要綱の内容を十分承知のうえ、下記のとおり申請します。

なお、同要綱第3条第1項第2号に規定する町税及び使用料等の収納状況に関する照会及び要綱第10条の内容確認のため私の世帯の住民異動状況等の確認、美郷町住宅リフォーム緊急支援事業補助金額について確認することを承諾します。

### 記

美郷暮らし促進奨励金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

#### 添付書類

- 1. 美郷暮らし促進奨励金交付申請調書（様式第2号又は様式第3号）
- 2. 世帯全員の住民票（続柄が記載されているもの）
- 3. 世帯全員の戸籍の附票（町外在住者のみ）  
（10年以上連続して美郷町外に住民登録していたことが確認できるもの。保存年限の経過により交付を受けることが出来ない場合は、年月日及び住所を確認できる公共料金の領収書又は、3親等以内を除く2人以上の成年からの証明）
- 4. 工事請負契約書又は売買契約書の写し  
（契約日、契約相手、工事期間が記載されていること）
- 5. 工事請負契約又は売買契約により支払った領収書の写し
- 6. 工事完了届又は家屋引渡書の写し、工事写真（着工前、施工中、完成後）
- 7. 固定資産税納税通知書及び課税明細書の写し
- 8. 家屋の位置図、家屋の平面図  
（併用住宅の場合は、居住の用に供する部分とそれ以外の部分の面積が確認できるもの。リフォーム工事の場合は省略可。）
- 9. 登記簿の写し等（家屋が共有の場合）
- 10. その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

美郷暮らし促進奨励金交付申請調書（40歳未満・子育て世帯）

住宅整備を行う世帯の状況	居住予定者	氏名	続柄	生年月日	
			申請者本人	年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
住宅整備を行う住宅の概要	所有者氏名		共有割合	/	
	所有者氏名		共有割合	/	
	所有者氏名		共有割合	/	
	上記のうち、当該住宅に定住する所有者が占める割合			/ ①	
	住宅の所在地	美郷町			
	住宅の種類	1. 専用住宅	2. 併用住宅	家屋の総面積 $\text{m}^2$ (ア)	
	併用住宅の場合 (対象者のみ)	住宅部分面積	$\text{m}^2$ (イ)	併用部分面積	$\text{m}^2$
総面積に対する住宅部分の面積割合(イ)/(ア) $\times 100$			%②		
施工業者	氏名又は名称				
	事業所の所在地				
他補助金等の利用(予定)	有 ・ 無	「有」の場合： 補助金等名称			
新築軽減後の固定資産税相当額(対象部分)				円(A)	
定住する者の共有割合	①を転記	/	(A) $\times$ ①	円(B)	
住宅部分の面積割合	②を転記	%	(B) $\times$ ②	円(C)	
奨励金申請額(内訳)	固定資産税相当額の3倍に相当する額(100円未満の端数が生じるときは、切り捨てること)	(C) $\times$ 3		円(D)	
	各種加算金(E)	<input type="checkbox"/> 町内事業者利用加算(10万円)			万円
		<input type="checkbox"/> 子ども加算(一人につき10万円) 加算対象( )人			万円
		<input type="checkbox"/> 転入世帯加算(20万円)			万円
		<input type="checkbox"/> 空き家等加算(10万円)			万円
		<input type="checkbox"/> 三世帯同居加算(10万円)			万円
減額算定(F)	<input type="checkbox"/> 美郷町住宅リフォーム補助金、結婚助成金			円	
奨励金交付申請額	(D) + (E) - (F)			円	

様式第3号（第6条関係）

美郷暮らし促進奨励金交付申請調書（40歳未満・子育て世帯に該当しない世帯）

住宅整備を行う世帯の状況	居住予定者	氏名	続柄	生年月日	
			申請者本人	年	月 日
				年	月 日
				年	月 日
				年	月 日
				年	月 日
				年	月 日
				年	月 日
住宅整備を行う住宅の概要	所有者氏名		共有割合	／	
	所有者氏名		共有割合	／	
	所有者氏名		共有割合	／	
	上記のうち、当該住宅に定住する所有者が占める割合			／	①
	住宅の所在地	美郷町			
	住宅の種類	1. 専用住宅	2. 併用住宅	家屋の総面積	㎡(ア)
併用住宅の場合 (対象者のみ)	住宅部分面積	㎡(イ)	併用部分面積	㎡	
	総面積に対する住宅部分の面積割合(イ)/(ア)×100			%②	
施工業者	氏名又は名称				
	事業所の所在地				
他補助金等の利用(予定)	有 ・ 無	「有」の場合： 補助金等名称			
新築軽減後の固定資産税 相当額(対象部分)					円(A)
定住する者の共有割合	①を転記	／	(A)×①	円(B)	
住宅部分の面積割合 (100円未満の端数が生じる ときは、切り捨てること)	②を転記	%	(B)×②	円(C)	
奨励金申請額 (内訳)	各種加算金(D)	<input type="checkbox"/> 町内事業者利用加算(5万円)	万円		
		<input type="checkbox"/> 転入世帯加算(10万円)	万円		
		<input type="checkbox"/> 空き家等加算(5万円)	万円		
		<input type="checkbox"/> 三世帯同居加算(5万円)	万円		
	減額算定(E)	<input type="checkbox"/> 美郷町住宅リフォーム補助金	円		
奨励金交付申請額	(C) + (D) - (E)			円	

様式第4号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

美郷町長

令和 年度美郷暮らし促進奨励金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあったこの奨励金について、美郷町美郷暮らし促進奨励金交付要綱第7条の規定により審査したところ、適当と認められるので、同条第1項の規定により通知します。

記

奨励金の交付決定額 円

---

【留意事項】

1. 次の場合は交付決定を変更、取消又は補助金を返還していただく場合があります。

①この奨励金の交付要件となった交付決定者、その配偶者又は被扶養者のいずれか、若しくは全員が、要綱第10条第2項に掲げるやむを得ない場合を除き、奨励金の交付決定から5年以内に町外に住民登録したとき。

②美郷町美郷暮らし促進奨励金交付要綱に違反したとき。

③虚偽の申請、その他不正行為があったとき。

2. 本通知到着後、速やかに美郷町美郷暮らし促進奨励金交付請求書（様式第6号）を提出してください。

様式第5号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

美郷町長

令和 年度美郷暮らし促進奨励金申請却下通知書

令和 年 月 日付で申請のあったこの奨励金について、美郷町美郷暮らし促進奨励金交付要綱第7条の規定により審査したところ、不相当と認められましたので、同条第2項の規定により奨励金を交付できませんので通知します。

記

奨励金を交付できない理由

様式第6号（第8条関係）

美郷暮らし促進奨励金交付請求書

一金 \_\_\_\_\_ 円也

令和 年 月 日付、指令美商第 号をもって交付決定のあった美郷暮らし促進奨励金について、上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

請求者 住 所 美郷町 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

美郷町長 様

※ 振込先（請求者の口座）

金融機関名 _____	銀行・農協・信用金庫 _____	支店 _____
口座番号 _____	普・当 _____	
ふりがな _____	口座名義 _____	

※金融機関・口座番号・口座名義の確認のため、通帳の写し(1枚開いた部分)を必ず添付してください。